

令和5年6月30日

校長 決定

1 「学校いじめ防止基本方針」の策定

国の「いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）及び「東京都いじめ防止対策推進基本方針」並びに「東京都教育委員会いじめ総合対策【第2次】」を参酌し、本校の実情に応じ、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、当該生徒が、一定の人間関係にある他の者が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、生徒の生命や心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすものであり、絶対に許されない行為である。

学校は、いじめはどの学校でもどの生徒にも起こり得るとの認識の下、教職員が組織的に対応することが重要である。加えて、保護者、地域住民、関係機関等との緊密な連携により、いじめ問題に正面から対峙し、これを解決に導いていかななければならない。

- (1) 全ての教職員が、「いじめ」の定義を正しく理解し、どんな軽微ないじめをも見逃さずに、これを的確に認知していく。
- (2) 生徒の気になる様子や生徒同士のトラブルについて、学校が迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行う。「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にし、あらゆるいじめに対して、教員が一人で抱込むことのない組織的な対応を実現していく。
- (3) 学校教育相談体制を充実させ、いじめについて相談しやすい環境整備に努める。また、日常から、生徒の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備する。このことにより、生徒が教職員を信頼して相談できる関係を築いていく。
- (4) 全ての教育活動を通じて、生徒たちの自己肯定感を育むとともに、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行う。その上で、ホームルーム活動や特別活動等の充実を通して、生徒たちが、いじめの解決に向けて、自ら考え、話し合い、行動する機会を設定し、生徒の活動を励まし支援していく。
- (5) 日常から、全ての保護者に対して、「学校いじめ防止基本方針」の内容を周知しておく。いじめが認知された場合には、被害・加害の双方の保護者に対して、信頼関係の下に理解と協力を得られるよう努める。
- (6) 学校がいじめを迅速かつ的確に解決できるようにするために、外部の人材や関係諸機関と適切に連携して、対応する。また、「学校サポートチーム」の機能を明確にし、教職員、PTA、地域住民、警察や児童相談所等の関係機関の職員、スクールソーシャルワーカー等が適切に役

割を分担し、被害生徒の支援や、加害生徒の反省を促す指導を行っていく。

4 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

- 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校内の複数の教職員と心理に関する専門的な知識を有するスクールカウンセラーにより構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

イ 委員構成

- 企画調整会議に、養護教諭を加えて「学校いじめ対策委員会」の機能をもたせる。いじめが認知された場合には、常設の委員に、個々のいじめに応じて、ホームルーム担任、部活動の担当教員等を加えて対応する。

ウ 委員会の主な役割

- 年間計画の作成・実施（未然防止）
- 定例会議の設定（未然防止）
- 「学校サポートチーム」との定期的な連絡会議の開催（未然防止）
- 情報収集・共有（早期発見）
- いじめの認知（早期発見）
- 対応方針の協議（早期対応）
- 指導・助言
- 記録の保管と引継ぎ
- 学校評価の実施（成果検証）・「学校いじめ防止基本方針」の改訂
- 重大事態への対処

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

- 生徒の健全育成上の諸問題に対して、教職員が、地域、関係機関等と連携・協力して解決を図るため、校務分掌に位置付けた組織を置く。

イ 委員構成

- 定時制課程においては、地域代表（南中学校、新中町町内会、7-11 本町田中町店）、関係機関（町田警察署、町田市公共職業安定所、町田市青少年健全育成地区委員会）、学識経験者（桜美林大学）、スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカーを協議委員とする。

ウ 学校サポートチームの主な役割

- いじめ問題の解決に向けた対応策の協議
- 被害生徒や加害生徒に対する専門的な支援や指導
- 「学校いじめ防止基本方針」に示す取組の内容や、その進捗状況の評価
- 「学校いじめ防止基本方針」を改訂する際の助言

5 段階に応じた具体的な取組

(1) 未然防止のための取組

- ア 生徒が安心して生活できるホームルーム・学校風土の創出

- 「学び合いのある授業」を実践し、生徒に人権意識や規範意識を身に付けさせるとともに、豊かな人間関係の中で、自己肯定感を高めたり、自尊感情を育んだりする指導を重視する。
- イ 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
 - 実効性の高い基本方針を策定するとともに、「学校いじめ対策委員会」を中核としたいじめ防止の取組を組織的に推進する。
 - 「学校いじめ対策委員会」の役割を明確にし、全ての教職員が共通理解を図り、組織的対応を共通に実践できるようにするために、計画的に研修を行う。
- ウ いじめを許さない指導の充実
 - 学校全体で、生徒に対して、いじめは絶対に許されない行為であることを理解させ、「いじめに関する授業」など、いじめを起こさせないようにする指導を、意図的・計画的に行う。
 - 「SOSの出し方に関する教育」を推進する。
- エ 生徒が主体的に行動しようとする意識や態度の育成
 - 特定の生徒への対症療法的な生活指導にとどまることなく、全ての生徒に働き掛ける意図的・計画的な指導により、問題の未然防止や健全育成のための取組を推進する。
 - 生徒会による主体的ないじめ防止の取組や「SNS東京ルール」に基づく「小金井北SNSルール」の見直しに関する取組など、いじめ防止に取り組む機運を醸成するとともに、生徒自身が、いじめを自分たちの問題として捉え、主体的に行動しようとする意識や態度を育成する。
- オ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成
 - 保護者、地域、関係機関等と、日頃から生徒の状況について情報を共有し、必要に応じて、それぞれの立場で当該生徒に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておく。
 - 保護者会や「学校サポートチーム」の会議等の様々な機会を活用して、保護者、地域住民、関係機関等に対して「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得る。

(2) 早期発見のための取組

- ア 「いじめ」の定義の正しい理解に基づく確実な認知
 - 校内研修等を通じて、「いじめ」の定義について、教員個人の解釈に差が生じないように、学校全体で共通理解を図る。
 - 個々のいじめの認知については、教職員から報告を受けた「学校いじめ対策委員会」が改めて定義を踏まえて、いじめであるかどうかを判断する。
- イ 生徒の様子から初期段階のいじめを素早く察知
 - いじめの早期発見は、生徒と教職員との信頼関係に負うところが極めて大きい。その上で、定期的な面談や「いじめ発見のチェックシート」を活用した観察等、一人一人の生徒の様子を確認する機会を意図的に設定する。
- ウ 全ての教職員による生徒の状況把握
 - 一人一人の教職員は、生徒の様子について少しでも気になることを見聞きした場合、全ての事案について、迅速に「学校いじめ対策委員会」に報告し、組織的対応につなげる。
- エ 生徒からの訴えを確実に受け止める体制の構築
 - 高等学校1年生を対象に、年度当初に、スクールカウンセラー（SC）、ユースソーシャルワーカー（YSW）による全員面接を実施する。
 - SC、YSWを含む全ての教職員による学校教育相談体制を確立する。

○いじめやいじめの疑いのある状況を認知するため、「学校生活や友人関係に関するアンケート」を、生徒を対象に年間3回実施する。また、当該アンケートの保存期間を、実施年度の末から3年間とする。

オ 保護者、地域、関係機関等からの情報提供や通報

○保護者、地域、警察及び福祉等の関係機関との信頼関係に基づき、多角的な視点から、いじめの実態やいじめにつながりかねない生徒の状況等について、日常的に情報を共有できる体制を構築しておく。

(3) 早期対応のための取組

ア 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底

○「学校いじめ対策委員会」により認知されたいじめの解決に当たっては、ホームルーム担任等が一人で抱え込んで対応することなく、学校が組織として対応する。

○いじめの解消に向けての対応の経過については、学校で定められた方法で記録を残し、全ての教職員が確認できるようにする。

イ 重大事態につながらないようにするための対応

○いじめを受けている生徒に寄り添い、教職員全体で被害生徒を守り抜く姿勢を明確にし、確実に生徒の安全を確保する。また、いじめを受けたことによる心理的ストレスや不安を解消するため、保護者との共通理解の下に、SC、YSWとの面談等により、心のケアを行う。

○加害生徒に対して、いじめをやめさせ再発を防止するため、「学校いじめ対策委員会」が、長期的な視点からの対応方針を定め、教職員による単発的な指導にとどまらない組織的・継続的な指導を行う。その際、状況に応じて、スクールカウンセラーが加害生徒の話を聴き、発達の課題や家庭の環境等を含め、いじめの行為を行う背景に配慮しながら、指導の充実を図る。

○生徒への対応に先立って、ホームルーム担任や「学校いじめ対策委員会」のメンバーである教職員と被害及び加害双方の保護者が、正確な事実に基づき、互いの子供にとって最良の解決方法を協議するなどの機会を早期に設定する。

○いじめ問題の解決に向けて、早期にいじめ対策保護者会を開催し、可能な限り、いじめの現状を説明する。さらに、被害生徒や加害生徒に対して、専門的な支援や指導が必要な場合は、速やかに「学校サポートチーム」の臨時会議を開催し、対応策を協議する。

○インターネットを通じて、誹謗中傷などが行われていることが確認された場合は、誹謗中傷された生徒が、その事実気付いているか否かにかかわらず、書き込みを行った生徒に対して直ちに指導を行い、被害生徒の保護者と連携して、その内容の拡散防止と削除の徹底を図る。

(4) 重大事態への対処

ア 重大事態発生の判断

○重大事態が発生した場合には、教職員が一丸となって、事実を明らかにしようとする意識を共有するとともに、問題解決のために全力を尽くして対処に当たる。また、管理職は、迅速かつ正確に、事態発生の経緯を教育委員会に報告する。

イ 被害生徒の安全確保、不安解消のための支援

○被害生徒が二度といじめを受けることのないよう、見守り体制を構築し、安全を確保する。また、被害生徒の不安が完全に解消され、安心して学校生活を送ることができるようにな

るまで、徹底した支援を行う。

ウ 加害生徒の更生に向けた指導及び支援

○加害生徒の行為に対して、いじめは絶対に許されないことを指導し、再び同様の行為を行うことのないよう指導体制を構築し、再発を防止する。

○加害生徒に対する指導や更生に向けての支援に当たっては、事前に学校としての指導や対応の方針を加害生徒の保護者に説明し、理解を得る。必要に応じて、教職員やスクールカウンセラーが面接等を通して、更生のための支援を行う。

○加害生徒の行為が、犯罪行為として取り扱われるべきと思われるなど、重大性が高い場合には、速やかに所轄の警察署に連絡し、連携して対処する。

エ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決

○加害生徒が集団で暴行を加えたなど、犯罪に該当する重大性の高いいじめの行為が確認された場合、被害生徒が生命に関わる事態に至った場合、報道される状況が発生した場合などには、東京都教育委員会との連携の下に、いじめ対策緊急保護者会等を開催し、個人情報に十分留意した上で、事実経過や学校の対応等の現状についての確に説明する。併せて「学校サポートチーム」の緊急会議を招集し、地域住民や、警察、福祉等の関係機関にも協力を依頼し、地域社会が一体となって、問題の解決に当たる体制を確立する。

6 未然防止、早期発見のための生徒指導

(1) スクールカウンセラー、ユースソーシャルワーカーによる全員面接等

高等学校1年生及び転・編入生を対象に、年度当初に、事前アンケートに基づくSC、YSWによる全員面接を実施する。また、日常の生徒観察や「学校生活や友人関係に関するアンケート」等の結果をもとに、適時適切に面接を実施する。

(2) ホームルーム担任による定期的な個人面談

各学期に1回（年間4回）のホームルーム担任による個人面談を実施する。

(3) 「学校生活や友人関係に関するアンケート」の実施

いじめやいじめの疑いのある状況を認知するため、「学校生活や友人関係に関するアンケート」を、生徒を対象に年間3回（5月、12月、3月）実施する。

(4) セーフティ教室、「いじめに関する授業」や講話の実施

全校生徒を対象にセーフティ教室を3月に実施する。また、「いじめに関する授業」や講話などを通じて、いじめを起させないようにする指導を、意図的・計画的に行う。加えて、「SOSの出し方に関する教育」を推進する。

7 教職員校内研修等計画

(1) いじめに関する校内研修

全教職員を対象にいじめに関する校内研修を年間3回（4月、8月、12月）実施する。研修を通して、いじめ防止対策推進法の趣旨や、「学校いじめ防止基本方針」の内容等を十分に理解し、適切に組織的な対応を行うことを徹底させる。また、「チェックリスト」を活用して自分の取組を振り返り、改善を図ることができるよう適切な助言を行うとともに、教職員の対応力向上を図っていく。

(2) 学年担当者との情報共有

学年担任、SC、YSWと養護教諭との拡大学年会議を実施する。

8 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) 連絡・協力体制の確立

日頃から生徒の状況について情報を共有し、必要に応じて、当該生徒に働き掛けることができる連絡・協力関係を構築しておく。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の周知

各学年の保護者会において、「学校いじめ防止基本方針」の趣旨や内容等について周知し、理解を得る。

(3) 保護者面談の実施

希望する保護者に対して、夏季休業中等に生徒及び保護者との面談を実施する。

9 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

各構成員の代表が所属している「学校サポートチーム」の定期的な会議や、それぞれの定期的な会合の機会に、「学校いじめ防止基本方針」の内容を説明するなどして連携・協力体制を築く。

(1) 地域住民との連携

社会全体でいじめ問題の解決を図る視点から、必要に応じて、民生・児童委員、主任児童委員、自治会役員、卒業生、卒業生の保護者など、広く地域住民と情報を共有する。

(2) 関係機関との連携

警察・児童相談所等、生徒の校外での行動、家庭での状況に関わり、問題の解決に向けて専門的に対応する関係機関には、日常的に情報を共有する。

特に、いじめが犯罪行為に該当することが疑われる場合などは、直ちに情報を共有し、連携して対応する。なお、いじめの行為を含めどのような行為が確認された場合に、警察や児童相談所に通報するか、基準を明確にし、被害が拡大する前に、適切な対応を行う。

(3) 学校非公式サイト等の監視による情報への対応

「学校非公式サイト等の監視」や法務局から、インターネットを通じて行われるいじめに関する情報を受け取った場合は、直ちに該当すると思われる生徒の状況を確認するなどしていじめの早期発見に努める。

10 学校評価及び「学校いじめ防止基本方針」改善のための計画

(1) 学校評価アンケートの実施（12月までに）

学校運営連絡協議会による学校評価アンケートを実施する。

(2) 「学校いじめ防止基本方針」の見直し、改訂

アンケート結果を参考に、「学校サポートチーム」の意見を踏まえ、2月末までに基本方針を改訂する。また、いじめ防止のために方策年度当初のオリエンテーションに組み入れるとともに、3月に実施されるセーフティ教室のテーマとして取り上げ注意を促す。